

新潟市秋葉区農業委員会令和3年度12月定例総会議事録

1 開催日時 令和3年12月27日(月)午後3時30分から午後3時50分

2 開催場所 秋葉区役所601会議室

3 出席委員 (15人)

委員	1番	鈴木 儀一
委員	2番	長井 範親
委員	3番	砂原 剛
農政振興部会長	4番	佐藤 英一
委員	5番	佐々木 和美
委員	6番	笠原 綱生
農地部会長	7番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8番	坂上 静男
委員	9番	早川 秀則
委員	10番	窪田 陽一
会長	12番	小倉 栄造
	13番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14番	平野 榮治
農地部会長職務代理者	15番	松田 洋一
	16番	佐藤 千穂子

4 欠席委員 (1人) 11番 上田 一男

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

3番	砂原 剛
4番	佐藤 英一

第2 議事

議案第 28号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 29号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画(案)について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報 告 事 項 農地法第 5 条転用届出に関する受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	枝並 和孝
事務局次長	島倉 孝司
農地係長	田中 学
農地係	本望 裕子
農政振興係長	白川 文夫

7 会議の概要

事務局長 (枝並局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和 3 年度 12 月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
局長	ありがとうございました。
事務局長 (枝並局長)	それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は、11 番上田委員から欠席届をいただいておりますが、定足数を満たしており、会議は農業委員会会議規則第 4 条により成立しています。 それでは、同規則第 5 条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので 3 番・砂原委員、4 番・佐藤英一委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。
議長	議案第 28 号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 28 号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」
をご覧ください。

利用権設定の新規分、新津地区 26 件、小須戸地区 5 件、
筆数 129 筆、面積 126,607 m²であります。

8 ページは利用権の更新分、新津地区 25 件、小須戸地区 6 件
筆数 244 筆、面積 202,004 m²であります。

15 ページは利用権の移転分、小須戸地区 2 件、筆数 5 筆、面積 3,648 m²
あります。

16 ページは中間管理事業分、新津地区 6 件、小須戸地区 4 件
筆数 52 筆、面積 45,514 m²であります。

18 ページは「新潟市農用地利用集積計画の公告について(依頼)」案でござ
います。

農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は令和 4 年 1 月
17 日となります。

19 ページには地区別実績表を添付いたしました。
以上です。

議長

皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に
抵触する委員の退席をお願いいたします

(議事参与制限抵触委員退席)

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、決定するこ
とにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本
案件について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 28 号は、原案どおり決定しました。

議長

ここで退席委員の入室を許可します。

(退出委員入室)

議長

次に、追加議案の 議案第 29 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(本望主事)

「追加議案第 29 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について」ご説明いたします。

追加議案書 1 ページ 番号 1 全体地図案件番号 3 条-1 をご覧ください。

譲受人 A 氏

譲渡人 B 氏

大蔵地区の案件で、吉川推進委員の担当地区です。

本件は、「贈与による所有権移転」の許可申請です。申請地は、田 1 筆 115 m²です。

譲受人は妻と二人で経営しており、水稻を主体とした経営で、申請地と合わせて約 1.63 ha の栽培を予定しております。

申請地は、譲受人の田に挟まれた細長い田であり、自身が耕作するに不便であり、譲受人が耕作する以外にないと判断し今回の申請に至ったものです。

申請地は、農振農用区域内農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

次に、追加議案書 1 ページ 番号 2 全体地図案件番号 3 条-2 をご覧ください。

譲受人 C 氏

譲渡人 D 氏

小須戸地区の案件で、佐藤（敏雄）推進委員の担当地区です。

本件は、「贈与による所有権移転」の許可申請です。申請地は、畑 1 筆 176 m²です。

譲受人は母と夫婦 3 人で経営しており、園芸を主体とした経営で、申請地と合わせて約 1 ha の栽培を予定しております。

譲渡人は、労力不足により隣地の譲受人に贈与を申し出、今回の申請に至ったものです。

申請地は農振農用区域外農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

なお、只今ご説明しました 1 番と 2 番は、農地法第 3 条第 2 項各号に抵触いたしません。また、両案件は農地部会に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長

だ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長
(阿部部会長)

引き続き、私から報告します。

農地部会における、農地法第3条許可申請2件について報告します。

追加議案書1ページ1番の案件です。

本件の譲受人 A 氏 から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、十数年前に一度、譲渡人から申請地について打診があったものの、話はまとまらずに立ち切れになっていたところ、今度の圃場整備を前に、決めないといけないと思い譲渡人と話し合い、今回の申請となったとのことです。

現地確認したところ、申請地の境界は畔抜きされており、いつから畔を抜き耕作をしていたのか尋ねましたら、はっきりした時期は分からないが、譲受人が高校に入る前に父親が耕作していたのを見ていたので、申請地は自作地と思って耕作していたとのことでした。

部会から、許可後、申請通り耕作することを指導し、申請者もこれを了解しました。

次に追加議案書1ページ2番の案件です。

本件の譲受人 C 氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、隣地の申請地を耕作していた人が、継続できなくなり、その人から、二か月前に譲渡人から貰ってくれないかと持ち掛けられ、これを受け入れ、今回の申請に及んだとのことです。

部会から、許可後、申請通り耕作することを指導し、申請者もこれを了解しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 29 号は、許可相当として意見決定することとしました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項

新潟市農用地利用配分計画（案）について

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

農地の転用事実に関する照会書について

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

農地法第 5 条転用届出に関する受理について

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(白川係長)

議案書の 20 ページをご覧ください。

「新潟市農用地利用配分計画（案）について」でございます。

新津地区 8 件、小須戸地区 4 件、筆数 52 筆、面積 45,514 m²であります。

23 ページは利用権の移転分、新津地区 8 件、筆数 26 筆、面積 26,088 m²であります。

つづいて議案書の 26 ページをご覧ください。

「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」

賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。

記載のとおり 17 件受理いたしました。

事務局

(本望主事)

30 ページをご覧ください。

報告事項 農地の転用事実に関する照会書についてです。

記載内容のとおり 1 件回答しました。

次に、31 ページをご覧ください。

報告事項 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理についてです。記載内容のとおり 3 件受理しました。

最後に、32 ページをご覧ください。

報告事項 農地法第 5 条転用届出に関する受理についてです。

記載内容のとおり6件受理しました。
以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで令和3年度12月定例総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 砂 原 剛

署名委員 佐 藤 英 一